

飯塚市市税等催告業務及び検診（健診）受電・架電業務委託 実施要領

この要領は、飯塚市が「市税等催告業務及び検診（健診）受電・架電業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続き等について定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

飯塚市市税等催告業務及び検診（健診）受電・架電業務委託

(2) 業務の目的

市税等の収納率向上のため、現年度（ただし、直近過去1か年分も含む）の市税等の滞納者に対し民間事業者の経験を活用した催告業務を行うことで早期の納付を促し滞納を防止すること、及び検診（健診）の受診率向上のため、受電・架電業務における事務の効率化を目的とする。

(3) 業務内容

別紙「飯塚市市税等催告業務及び検診（健診）受電・架電業務委託仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

ただし、令和6年3月31日までは準備期間として取り扱う。

(5) 履行場所

飯塚市 忠隈 外 地内

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2 見積限度額

39,164,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

内訳 市税等催告業務 20,733,000 円

検診（健診）受電・架電業務 18,431,000 円

ただし、限度額は内訳にも適用するものとする。

3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されているものにあつては、

飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあつては、当該要綱の別表に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。

- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4 事業者の公募

- (1) 飯塚市公式ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 6 年 2 月 9 日（金）までとする。

5 実施スケジュール

内容	日程
公募の開始	令和 6 年 1 月 5 日（金）
質問の受付期限	令和 6 年 1 月 15 日（月）17 時 15 分まで
質問の回答期限	令和 6 年 1 月 25 日（木）17 時 15 分まで
参加表明書等の提出期限	令和 6 年 2 月 5 日（月）17 時 15 分まで
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 2 月 9 日（金）17 時 15 分まで
一次審査(参加希望者 5 者以上の場合のみ)	令和 6 年 2 月 14 日（水）
一次審査結果通知（一次審査実施時のみ）	令和 6 年 2 月 15 日（木）
二次（プレゼンテーション）審査 開始時間等通知	令和 6 年 2 月 15 日（木）※予定
二次（プレゼンテーション）審査	令和 6 年 2 月 19 日（月）※予定
審査結果通知及び公表	令和 6 年 2 月 26 日（月）※予定
契約締結	令和 6 年 3 月上旬 ※予定

6 質問方法

本業務に関する質問は、「様式第 4 質問票」（以下「質問票」という。）に記入し、

下記要領にて提出すること。なお、下記の要領以外での質問は一切受け付けない。

- (1) 質問票提出期限は、令和6年1月15日（月）17時15分までとする。
- (2) 質問は質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールの表題は「プロポーザル質問票」とすること。
- (4) 質問票の形式はMicrosoft Word形式とする。
- (5) 質問票は電子メールに添付し、「17. 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ送信すること。
- (6) 質問票送付後は、メールで送信した旨を「17. 問い合わせ先」に記載の連絡先へ必ず電話にて連絡すること。

7 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、下記の要領にて市ホームページに掲載する。

- (1) 回答は、令和6年1月25日（木）17時15分までに掲載する。
- (2) 質問者名は公表しない。
- (3) 回答期限を過ぎても市ホームページへの掲載がない場合は「17. 問い合わせ先」に記載の連絡先へ電話すること。

8 参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者（以下、「参加希望者」という。）は次の要領で「参加表明書（様式第1号）」及び必要書類を提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (1) 提出期限
令和6年2月5日（月）17時15分まで（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便など送付記録が残る手段に限る。）による。
なお、持参する場合は事前に担当部署（「17. 問い合わせ先」参照）へ開庁時間内に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。
- (3) 辞退方法
参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和6年2月9日（金）17時15分までに「様式第5号 辞退届」を飯塚市に提出することにより辞退を認める。なお、提出の方法は前号と同様にする。
- (4) 提出場所
「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口。
- (5) 提出書類
① 参加表明書（様式第1号）

- ② 会社概要書（様式第 2-1 号）
- ③ 役員名簿（様式第 2-2 号）
- ④ 業務実施体制（様式第 2-3 号）
- ⑤ 業務実績調書（様式第 3 号）
- ⑥ 見積書（任意様式）
- ⑦ 会社概要（会社パンフレットなど任意）
- ⑧ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑨ 財務諸表（直近の決算のもの）
- ⑩ 国税及び地方税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの。写し可）
- ⑪ 印鑑証明書（原本を添付）
- ⑫ 委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合
- ⑬ 一次審査結果通知書の返信用封筒
（返信先を記載し 84 円切手を貼った長 3 封筒）

※提出部数は正本 1 部、副本 13 部とする。

※⑥については、市税等催告業務と検診（健診）受電・架電業務に係るそれぞれの見積金額を明示し、可能な限り詳細に記載すること。費用は消費税を除くものとする。なお、見積書の合計金額は企画提案書（様式第 6 号）の見積金額と整合させること。

※⑧、⑩、⑪については、提出日以前 3 カ月以内に発行されたものに限る。

※名簿登載者については、③、⑧、⑨、⑩、⑪の提出は不要。

9 企画提案書等の作成及び提出

参加希望者は以下の要領で企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 2 月 9 日（金）17 時 15 分まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便など送付記録が残る手段に限る。）による。

なお、持参する場合は事前に担当部署（「17. 問い合わせ先」参照）へ開庁時間内に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（表紙は様式第 6 号、本編は任意様式）
- ② 業務工程表（任意様式）
- ③ 業務の実施体系（任意様式）

(4) 企画提案書の作成要領

企画提案書は、以下の項目を盛り込み、項目ごとに具体的な提案を行うこと（様式は任意）。また、提案書に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できる

よう留意すること。

- ① 業務仕様書の内容を反映した提案を行うこと。
- ② 本実施要領 13「審査基準及び配点」の審査項目 1～6 の評価ごとに、必ず評価項目を見出しにして具体的な提案を行うこと。
- ③ 企画提案書は、趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ④ 企画提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。文字は 11 ポイント以上を使用し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- ⑤ 企画提案書の本編は A4 版、横書き、30 ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えない。
- ⑥ 企画提案書の表紙は様式第 6 号とし、正本にのみ事業者の名称を記載すること。副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）
- ⑦ 提出部数は正本 1 部、副本 13 部とする。

(5) 提出場所

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口。

10 審査方法

審査は、飯塚市職員で構成する飯塚市市税等催告業務及び検診（健診）受電・架電業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）7 名において行う。

(1) 一次審査

参加希望者が 5 者以上となった場合は、一次審査を実施する。一次審査は企画提案書等に基づいて審査委員会が書面審査し決定する。

(2) 二次（プレゼンテーション）審査

二次（プレゼンテーション）審査を実施し、審査委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加希望者を受託候補者とする。

11 一次審査

(1) 実施日

令和 6 年 2 月 14 日（水）

(2) 審査基準

「13. 審査基準及び配点」にある審査項目 1 及び 2 を審査基準とする。

(3) 結果通知

令和 6 年 2 月 15 日（木）17 時 15 分までに審査結果を参加希望者全員に電話にて連絡を行った後、書面により通知する。

(4) 審査内容に対する問合せ及び異議申立

一次審査の内容に対する問合せについては回答をしない。また、参加希望者は一次審査の実施後、不知又は内容の不明を理由として異議申立てすることはできない。

12 二次（プレゼンテーション）審査

- (1) 二次（プレゼンテーション）審査は、令和6年2月19日（月）に実施する。開始時間は実施場所と合わせて令和6年2月15日（木）17時15分までに電話及び電子メールで通知する。
- (2) リモートによるプレゼンテーションは不可とする。
- (3) 原則、二次（プレゼンテーション）審査の順番は参加表明書の提出順とする。
- (4) 参加人数は原則3名以内とする。
- (5) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際には参加希望者が準備すること。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、審査開始前10分以内とする。なお、スクリーン及びプロジェクターについては飯塚市が準備する。
- (6) 審査時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答は10分以内を予定とする。
- (7) プレゼンテーション及び質疑応答の際は、スクリーンに表示させる資料及び説明並びに持ち物等について事業者名は伏せること。事業者が特定できる情報を公表した場合は、各審査員の得点から5点を減点する。
- (8) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (9) プレゼンテーションは非公開とする。
- (10) 最高得点の者が複数いる場合は、「13. 審査基準及び配点」の評価項目「提案内容の実現性」、「欠員対応」及び「個人情報保護等の対策」の合計点数が最も高い者を受託候補者とする。
- (11) 審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。それでもなお、同じ点数の者が並ぶ場合は「くじ引き」とする。
- (12) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。
- (13) 特段の理由なく本市が別途指定するプレゼンテーションの開始時間に遅れた場合は、失格とみなす。

13 審査基準及び配点

提出書類及びプレゼンテーションによる審査基準及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	評価項目	評価事項	配点
1 業務履行能力	業務実績	直近3年間において、本業務と同種又は類似業務についての過去の実績があるか。	10
	技術者実績	本案件を受託した場合の主任技術者となる者が過去に同種又は類似業務実績があるか	10
2 見積額	見積金額について	費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	10
3 全体評価	提案内容の実現性	業務仕様書の目的を的確に踏まえたうえで実施方針を定め、明確かつ具体的に提案されているか。	10
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5
	プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容はわかりやすく、質問に対する応答は適切か。	5
4 業務実施体制評価	実施体制について	実施体制、支援体制、役割分担等が具体的な内容となっているか。	5
	欠員対応	従事者の突発的な欠員に対しても対応できる体制が整備されているか。	10
5 企画提案内容	業務工程	業務を実施するにあたってのスケジュールが整理されており、具体性・実現性があるか。	5
	研修体制	業務受託後の従事者の研修体制が整っているか。	5
	労務管理	従事者の安定した継続雇用のために労働条件等の労働管理が適切に行われているか。	5
	個人情報保護等の対策	個人情報保護に関する取組及び守秘義務に対する取組は適切か。	10
	危機管理	クレーム対応体制が整っているか。	5
	トラブル対応	トラブルやミスなどへの対応策及び予防策が講じられているか。	5
合計			100

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領 3 に記載する参加資格要件を満たしていない場合、又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- (3) 本実施要領で指定されている事項に反した場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (7) 本実施要領 2 に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合
- (8) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (9) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合

15 契約

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則に基づき受託候補者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と受託候補者の間で提案書の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ飯塚市の承諾を得ること。
- (3) 受託候補者は、飯塚市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。ただし、飯塚市契約規則第 52 条第 2 項に該当すると認められる場合は、契約保証金を免除することがある。
- (4) 受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。
- (5) 受託候補者が、契約を辞退したとき、又は特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、「12. 二次（プレゼンテーション）審査」で順位付けした参加希望者の順に契約交渉を行うものとする。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び飯塚市契約規則などの関係規程の定めに従い処理するものとする。

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、企画提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切

は参加希望者の負担とする。

- (2) 提出された全ての書類は返却しない。また提出期限後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の著作権は当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、飯塚市と契約に至った者が作成した企画提案書については、飯塚市が必要と認める場合には飯塚市はその一部又は全部を無償で使用することができる。
- (5) 参加者は本プロポーザル実施後、不知又は内容不明を理由として異議申立てすることはできない。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 提出された企画提案書等については、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号によるものを除き、原則公開とする。
- (8) 審査委員会の会議は非公開とする。
- (9) 審査の経緯・内容等に関する問い合わせには、一切回答しない。また、審査結果について一切の異議申し立てはできないものとする。
- (10) 本実施要領に定めのない事項ならびに本実施要領に疑義が生じた場合は、飯塚市と受託候補者の間で協議により定める。

17 問い合わせ先

(1) 市税等催告業務

〒820-8504 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 行政経営部 税務課 (担当：安田、坂田)

電話番号：0948-22-5500 (内線 1062～1068) Fax：0948-21-2066

メールアドレス：zeimu@city.iizuka.lg.jp

(2) 検診 (健診) 受電・架電業務

〒820-8605 福岡県飯塚市忠隈 523 番地

飯塚市役所 市民協働部 健幸保健課 (担当：片山、安永)

電話番号：0948-24-4002 (内線 2158、2159) Fax：0948-25-8994

メールアドレス：kenkou-h@city.iizuka.lg.jp

※本実施要領 8 及び 9 の提出先及び連絡先については、税務課・健幸保健課のいずれも可。